

暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則

2020年4月24日

改正後	現 行
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 本規則は、<u>会員の行う暗号資産関連取引(暗号資産関連デリバティブ取引を除く。以下同じ。)</u>について、<u>会員と取引する利用者の管理及び利用者への説明等の業務に関し、会員が遵守すべき事項を定めることを目的とする。</u> (取引開始基準) 第2条 会員は、利用者との間で暗号資産関連取引を開始するための基準を定め、当該基準に照らして利用者との取引の開始の可否を判断しなければならない。 2 前項に定める取引開始基準は、<u>取引内容、利用者の属性、取り扱う暗号資産の特性、利用者の投資経験、利用者からの預り資産その他会員において必要と認める事項</u>について定めなければならない。 (削除) 3 会員は、法定代理人の許可なく、未成年者である利用者との間で、<u>暗号資産関連取引</u>を行ってはならない。 4 会員は、取引を判断する能力に欠けると認められる利用者との間で、<u>暗号資産関連取引</u>を行ってはならない。ただし、成年後見人など当該利用者の行為を代理する者の指示等に従い取引を行う場合を除く。 5 会員は、高齢者との間で暗号資産関連取引を行う場合には、当該高齢者の取引に対する理解及び知識、判断力その他取引を適切に行うために確認を要する事項を確認の上、高齢者の能力に応じた取引を提供しなければならない。 (取引限度額等) 第3条 会員は、<u>暗号資産関連取引</u>を行うにあたり、<u>利用者が取引によって生じた損失により生活の維持が困難な状態に陥るおそれのないように</u>、あらかじめ利用者との取引限度額又は保有限度額を定め、当該利用者によ</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 本規則は、<u>会員が利用者と仮想通貨の売買等その他利用者保護を図る必要のある仮想通貨関連取引</u>を行うにあたり、<u>利用者の管理及び利用者への説明等の業務に関し遵守すべき事項を定めることを目的とする。</u> (取引開始基準) 第2条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するための基準を定め、当該基準に照らして利用者との取引の開始の可否を判断しなければならない。 2 前項に定める取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預り資産その他会員において必要と認める事項について定めなければならない。 3 前二項にかかわらず、会員は、特段の事情がない限り、未成年者を対象として証拠金取引を行ってはならない。 4 会員は、法定代理人の許可なく、未成年者である利用者との間で、<u>仮想通貨関連取引</u>を行ってはならない。 5 会員は、取引を判断する能力に欠けると認められる利用者との間で、<u>仮想通貨関連取引</u>を行ってはならない。ただし、成年後見人など当該利用者の行為を代理する者の指示等に従い取引を行う場合を除く。 6 会員は、高齢者との間で仮想通貨関連取引を行う場合には、当該高齢者の取引に対する理解及び知識、判断力その他取引を適切に行うために確認を要する事項を確認の上、高齢者の能力に応じた取引を提供しなければならない。 (取引限度額等) 第3条 会員は、<u>仮想通貨関連取引</u>を行うにあたり、<u>利用者が取引によって生じた損失により生活の維持が困難な状態に陥るおそれのないように</u>、あらかじめ利用者との取引限度額又は保有限度額を定め、当該利用者によ</p>

<p>る取引の適正な管理に努めなければならない。</p> <p>(資金の事前預託)</p> <p>第4条 会員は、暗号資産の交換等の取引を行う場合には、原則として顧客の注文を成立させるときまでに、利用者から約定代金の全額又は受け渡す暗号資産の全量の預託を受けなければならない。</p> <p>2 会員は、暗号資産信用取引を行う場合には、原則として顧客の注文を受付けるときまでに、取引に必要とする保証金の預託を受けなければならない。</p> <p>3 会員は、代表取締役が承認した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、信用力その他自らが定める条件を満たした顧客との取引については、当該顧客から、預託金の一部又は全額を受けることなく、取引を行うことができる。</p> <p>(取引時確認等)</p> <p>第5条 会員は、協会が別に定める「暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に従い、利用者の取引時確認その他マネー・ローンダリング及びテロ資金提供防止対策に係る業務を適正に行わなければならない。</p> <p>2 会員は、協会が別に定める「暗号資産交換業に係る反社会的勢力との関係遮断に関する規則」に従い、反社会的勢力との取引を排除しなければならない。</p> <p>3 会員は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針その他関係法令等に従い、利用者から取得した個人情報を適切に管理しなければならない。</p> <p>第2章 口座開設手続き等 (利用者口座の開設)</p> <p>第6条 会員は、利用者と継続的に又は反復して暗号資産交換業に係る取引を行う場合には、当該取引を行う利用者ごとに取引に係る基本契約を締結し、取引口座を開設しなければならない。</p>	<p>る取引の適正な管理に努めなければならない。</p> <p>(資金の事前預託)</p> <p>第4条 会員は、第6条第1項に基づいて取引口座を開設し、継続的に又は反復して行う取引については、利用者と仮想通貨関連取引を開始するのに先立ち、決済に要する金銭若しくは仮想通貨又は証拠金取引に関し必要となる証拠金の預託を受けなければならない。</p> <p>(取引時確認等)</p> <p>第5条 会員は、協会が別に定める「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に従い、利用者の取引時確認その他マネー・ローンダリング及びテロ資金提供防止対策に係る業務を適正に行わなければならない。</p> <p>2 会員は、協会が別に定める「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」に従い、反社会的勢力との取引を排除しなければならない。</p> <p>3 会員は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針その他関係法令等に従い、利用者から取得した個人情報を適切に管理しなければならない。</p> <p>第2章 口座開設手続き等 (利用者口座の開設)</p> <p>第6条 会員は、利用者と継続的に又は反復して仮想通貨関連取引を行う場合には、当該取引を行う利用者ごとに取引に係る基本契約を締結し、取引口座を開設しなければならない。</p>
---	---

<p>2 前項の口座は、原則として1利用者につき1口座とする。 (利用者情報の整備等)</p> <p>第7条 会員は、前条第1項に規定する取引口座に対し、利用者について、次の各号に掲げる区分に従い、以下各号に定める事項を利用者情報として取得し、保管しなければならない。</p> <p>(1)自然人の場合 イ 氏名 ロ 住所及び連絡先 ハ 生年月日 ニ 職業 ホ 取引目的 ヘ 金融資産の状況 ト <u>暗号資産交換業に係る取引の経験</u> (削除) チ その他会員が必要と認める事項</p> <p>(2)自然人以外の場合 イ 名称 ロ 所在地及び連絡先 ハ 設立年月日 ニ 事業の内容 ホ 取引目的 ヘ 資産・負債の状況 (削除) ト その他会員が必要と認める事項</p> <p>2 会員は、利用者口座を設けて取引を行う利用者以外の利用者と<u>暗号資産関連取引</u>を行う場合には、会員が別途定める事項を利用者情報として記録し、これを保管しなければならない。</p> <p>3 会員は、利用者情報の更新に努めなければならない。</p> <p>4 会員は、前三項により知り得た秘密を他に洩らしてはならない。</p> <p>5 利用者情報の保管期間は、利用者との取引が終了した後、10年間とする。</p> <p>第3章 書面の交付等 (契約締結前書面の交付)</p> <p>第8条 会員は、利用者との間で<u>暗号資産関連取引</u>を開始するに先立ち、<u>暗号資産交換業者に関する内閣府令(平成29年内閣府令第7号)</u>(以下「府令」という。)第22条第1項各号の</p>	<p>2 前項の口座は、原則として1利用者につき1口座とする。 (利用者情報の整備等)</p> <p>第7条 会員は、前条第1項に規定する取引口座に対し、利用者について、次の各号に掲げる区分に従い、以下各号に定める事項を利用者情報として取得し、保管しなければならない。</p> <p>(1)自然人の場合 イ 氏名 ロ 住所及び連絡先 ハ 生年月日 ニ 職業 ホ 取引目的 ヘ 金融資産の状況 ト 仮想通貨関連取引その他類似する取引の経験 チ 利用者となった動機又は経緯 リ その他会員が必要と認める事項</p> <p>(2)自然人以外の場合 イ 名称 ロ 所在地及び連絡先 ハ 設立年月日 ニ 事業の内容 ホ 取引目的 ヘ 資産・負債の状況 ト 利用者となった動機又は経緯 チ その他会員が必要と認める事項</p> <p>2 会員は、利用者口座を設けて取引を行う利用者以外の利用者と仮想通貨関連取引を行う場合には、前項の会員が別途定める事項を利用者情報として記録し、これを保管しなければならない。</p> <p>3 会員は、利用者情報の更新に努めなければならない。</p> <p>4 会員は、前三項により知り得た秘密を他に洩らしてはならない。</p> <p>5 利用者情報の保管期間は、利用者との取引が終了した後、10年間とする。</p> <p>第3章 書面の交付等 (契約締結前書面の交付)</p> <p>第8条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するに先立ち、府令第17条第1項各号の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。</p>
---	---

<p>事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。</p> <p>2 会員が、利用者との間で資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）（以下「法」という。）第 2 条第 7 項において定義される暗号資産の交換等に係る取引を行う場合は、取引を開始するに先立ち、府令第 22 条第 1 項各号の事項に加え、同条第 2 項各号の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。</p> <p>3 会員が、利用者のために暗号資産の管理を行う場合は、管理を開始するに先立ち、府令第 22 条第 1 項各号の事項に加え同条第 3 項各号の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。</p> <p>4 会員が、利用者との間で暗号資産信用取引を行う場合は、取引を開始するに先立ち、府令第 22 条第 1 項各号及び第 2 項各号の事項に加え、府令第 25 条第 1 項各号の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 会員は、暗号資産交換業に係る取引（暗号資産信用取引を除く。）に係る基本契約を締結する場合には、同契約の締結に先立ち、府令第 22 条第 4 項各号の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。</p> <p>6 会員は、暗号資産信用取引に係る基本契約を締結する場合には、同契約の締結に先立ち、府令第 22 条第 4 項各号の事項に加え、府令第 25 条第 2 項各号の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。</p> <p>7 会員は、暗号資産信用取引に係る基本契約を締結する場合には、同契約の締結に先立ち、府令第 22 条第 4 項各号の事項に加え、府令第 25 条第 2 項各号の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。</p> <p>8 会員は、契約締結前書面の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）した場合には、その都度、変更後の内容を記載した書面を利用者に交付しなければならない。</p> <p>（契約書の交付）</p> <p>第 9 条 会員は、利用者との間で暗号資産関連取引を行うにあたっては、あらかじめ契約を締結の上、利用者に対して、当該取引に係る契約書（取引約</p>	<p>2 前項にかかわらず、会員は、取引に係る基本契約を締結する場合には、同契約の締結に先立ち、府令第 17 条第 2 項各号の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。ただし、1 年以内に同種の内容の取引に係る契約締結前交付書面を交付している場合には、この限りではない。</p> <p>3 会員は、前二項の書面（以下「契約締結前書面」という。）の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）した場合には、その都度、変更後の内容を記載した書面を利用者に交付しなければならない。</p> <p>（契約書の交付）</p> <p>第 9 条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を行うにあたっては、あらかじめ契約を締結の上、利用者に対</p>
--	--

<p>款を含む。)を交付しなければならない。 (説明書の交付) 第 10 条 会員は、利用者との間で暗号資産 関連取引を開始するに先立ち、第 21 条から第 24 条までに掲げる説明事 項その他利用者が取引を十分に理解 し、合理的に判断するために必要と なる情報を取りまとめた説明書を、 契約締結前書面とともに利用者に交 付しなければならない。 (その他の情報提供) 第 11 条 会員は、当該会員が取り扱う暗号 資産について、利用者が暗号資産の 売買又は他の暗号資産との交換を行 うに際し、次の各号に定める区分に 従い、以下各号に定める事項を、明瞭 かつ正確に認識できるよう継続的に 表示しなければならない。 (1) 会員が利用者からの委託等を受け て暗号資産の売買又は他の暗号資 産との交換を成立させる場合、当該 委託等に係る暗号資産についての 次に掲げる事項(当該事項がない場 合にはその旨) イ 当該会員が利用者からの委 託を受けて成立させる当該暗 号資産の売買における最新の 約定価格 ロ 協会又は協会が指定する者 が公表する最新の参考価格 (2) 会員が相手方となって暗号資産の 売買又は他の暗号資産との交換を 行う場合、当該暗号資産についての 次に掲げる事項(当該事項がない場 合にはその旨) イ 当該会員が提示する当該暗 号資産の購入における最新の 価格 ロ 当該会員が提示する当該暗 号資産の売却における最新の 価格 ハ (1)イに定める最新の約定価 格 ニ (1)ロに定める最新の参考価 格 (3) 会員が、その行う暗号資産交換業に 関し暗号資産の借入をおこなう場 合 イ 会員による暗号資産の借入 れは暗号資産の管理に該当せ ず、当該会員が借り入れた暗号</p>	<p>して、当該取引に係る契約書(取引約 款を含む。)を交付しなければならない。 (説明書の交付) 第 10 条 会員は、利用者との間で仮想通貨 関連取引を開始するに先立ち、第 19 条から第 22 条までに掲げる説明事 項その他利用者が取引を十分に理解 し、合理的に判断するために必要と なる情報を取りまとめた説明書を、 契約締結前書面とともに 利用者に 交付しなければならない。</p>
--	---

<p><u>資産は法第 63 条の 11 第 2 項の規定により当該会員の暗号資産と分別して管理されるものではないこと</u></p> <p><u>ロ 利用者は法第 63 条の 19 の 2 第 1 項の権利を有するものではないこと</u></p> <p>2 <u>会員は、その行う暗号資産の交換等について利用者に複数の取引の方法を提供する場合においては、利用者の暗号資産の交換等に係る注文について、暗号資産の種類ごとに、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めて第 20 条第 2 項に従って公表し、実施するとともに、次の各号に定める場合において、以下各号に定める情報を書面の交付その他適切な方法で速やかに(ただし第 2 号に定める情報については、利用者から求められた日から 20 日以内に) 利用者に提供しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者からの委託等に係る暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換をしないで、自己がその相手方となって当該委託等に係る暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を成立させたとき</u></p> <p><u>イ かかる暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換が成立したこと</u></p> <p><u>ロ かかる暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換が、本項柱書に規定する方針及び方法に適合する理由</u></p> <p>(2) <u>利用者の暗号資産の交換等に係る注文を執行した後、3 か月以内に当該利用者から求められたとき</u></p> <p><u>イ 当該注文の執行が本項柱書に規定する方針及び方法に適合する理由</u></p> <p><u>ロ 当該注文に係る暗号資産の種類、数量及び売付け、買付け又は他の暗号資産との交換の別</u></p> <p><u>ハ 受注日時並びに約定日時及び執行の方法</u></p> <p>(受領書の交付)</p> <p>第 12 条 会員は、<u>暗号資産関連取引</u>に關し、利用者から金銭又は暗号資産を受領したときは、当該金銭等の受領を確認した日の翌営業日までに、利用者に対して、<u>府令第 22 条第 5 項各</u></p>	<p>(受領書の交付)</p> <p>第 11 条 会員は、<u>仮想通貨関連取引</u>に關し、利用者から金銭又は仮想通貨を受領したときは、当該金銭等の受領を確認した日の翌営業日までに、利</p>
--	---

<p>号の事項（暗号資産信用取引を行う場合には、府令第25条第3項に定める事項を含む。）を記した書面を交付しなければならない。</p> <p>2 会員は、利用者から、交付を受けた金銭又は暗号資産の受領の確認を求められた場合には、速やかに当該受領の有無を確認し、当該結果を利用者に対して書面により通知しなければならない。</p> <p>（出金等の通知）</p> <p>第13条 会員は、利用者からの指示又は暗号資産関連取引に係る契約に従い、利用者が会員に預託した金銭を出金し、又は暗号資産を払い出し若しくは第三者に送付（以下、本条において「出金等」という。）したときには、当該出金等の開始後、速やかに、利用者に対して当該出金等を行った日時及びその金額又は数量並びに送金を行った第三者に関する情報を書面により通知しなければならない。</p> <p>（約定の通知）</p> <p>第14条 会員は、利用者との間で暗号資産交換業に係る取引が成立した場合には、利用者に対して、速やかにその結果を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 会員は、成立した暗号資産交換業に係る取引の取引日、取引金額、決済方法、約定レート、取引種別（自己、媒介、代理、取次の別）その他開示が必要な取引内容を、利用者に対して書面により通知しなければならない。ただし、取引内容等に照らして取引種別が明らかな場合、利用者に対して取引種別を通知することは要しない。</p> <p>（不足額等の通知）</p> <p>第15条 会員は、暗号資産信用取引を行う場合に利用者から預託された保証金が、当該利用者との間で成立した暗号資産信用取引を維持するために必要とする額に不足する事態が生じた場合には、不足する額又は数量及びその預託期限を、速やかに利用者に対して書面により通知しなければならない。</p> <p>2 会員は、「暗号資産信用取引に関する規則」第6条に基づき、利用者が追加保証金（同条第2項に定める意味をいう。以下同じ。）を預託する必要</p>	<p>利用者に対して、府令第17条第3項各号の事項を記した書面を交付しなければならない。</p> <p>2 会員は、利用者から、交付を受けた金銭又は仮想通貨の受領の確認を求められた場合には、速やかに当該受領の有無を確認し、当該結果を利用者に対して書面により通知しなければならない。</p> <p>（出金等の通知）</p> <p>第12条 会員は、利用者からの指示又は仮想通貨関連取引に係る契約に従い、利用者が会員に預託した金銭を出金し、又は仮想通貨を払い出し若しくは第三者に送付（以下、本条において「出金等」という。）したときには、当該出金等の開始後、速やかに、利用者に対して当該出金等を行った日時及びその金額又は数量並びに送金を行った第三者に関する情報を書面により通知しなければならない。</p> <p>（約定の通知）</p> <p>第13条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引が成立した場合には、利用者に対して、速やかにその結果を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 会員は、成立した仮想通貨関連取引の取引日、取引金額、決済方法、約定レート、取引種別（自己、媒介、代理、取次の別）その他開示が必要な取引内容を、利用者に対して書面により通知しなければならない。ただし、取引内容等に照らして取引種別が明らかな場合、利用者に対して取引種別を通知することは要しない。</p> <p>（不足額等の通知）</p> <p>第14条 会員は、利用者から預託された金銭又は仮想通貨が、当該利用者との間で成立した仮想通貨関連取引の決済に必要とする額に不足する事態が生じた場合には、不足する額又は数量及びその預託期限を、速やかに利用者に対して書面により通知しなければならない。</p> <p>2 会員は、「証拠金取引に関する規則」第6条に基づき、利用者が追加証拠金（同条第2項に定める意味を</p>
---	--

<p>が生じた場合には、利用者に対し、当該追加保証金を預託する必要がある旨及びその預託額並びに預託期限を、書面により速やかに通知しなければならない。</p> <p>(取消し等の通知)</p> <p>第 16 条 会員は、前条に基づき利用者へ通知した預託期限までに利用者からの追加保証金の預託が無く、利用者との間で成立した暗号資産交換業に係る取引の取消し又は利用者の保有する建玉の清算を行う場合には、利用者に対して、当該取消し又は清算の結果を書面により利用者へ通知しなければならない。</p> <p>(取引報告書の交付)</p> <p>第 17 条 会員は、利用者との間で暗号資産交換業に係る取引に係る基本契約を締結した場合には、3月を超えない期間ごとに、利用者に対して、府令第 22 条第 6 項に定める事項(暗号資産信用取引を行う場合には、同第 25 条第 4 項に定める事項を含む。)を記した取引報告書を交付しなければならない。</p> <p>2 会員は、あらかじめ取引報告書を交付する時期を定めなければならない。</p> <p>(年間報告書の交付)</p> <p>第 18 条 会員は、利用者に対して、年間の取引状況及び実現損益並びに年末日時点の預託資産の評価額及び評価損益の状況その他利用者の納税支援に資する情報(会員の知り得る情報に限る。)を記載した年間報告書を交付するよう努めなければならない。</p> <p>(交付方法)</p> <p>第 19 条 会員は、本章に定める書面による交付又は通知を行う場合には、当該書面による交付又は連絡を行った記録の保管に努めなければならない。</p> <p>2 会員は、本章に定める書面による交付又は通知を行う方法に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付又は縦覧に供することができる。</p> <p>3 会員は、利用者口座を設けて行う取引以外の取引を利用者と直接対面して行う場合には、第 8 条に規定する契約締結前書面の交付に代えて、</p>	<p>いう。以下同じ。)を預託する必要がある場合には、利用者に対し、当該追加証拠金を預託する必要がある旨及びその預託額並びに預託期限を、書面により速やかに通知しなければならない。</p> <p>(取消し等の通知)</p> <p>第 15 条 会員は、前条に基づき利用者へ通知した預託期限までに利用者からの不足額又は追加証拠金の預託が無く、利用者との間で成立した仮想通貨関連取引の取消し又は利用者の保有する建玉を清算する場合には、利用者に対して、当該取消し又は清算の結果を書面により利用者へ通知しなければならない。</p> <p>(取引報告書の交付)</p> <p>第 16 条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引に係る基本契約を締結した場合には、3月を超えない期間ごとに、利用者に対して、府令第 17 条第 4 項各号の事項を記した取引報告書を交付しなければならない。</p> <p>2 会員は、あらかじめ取引報告書を交付する時期を定めなければならない。</p> <p>(年間報告書の交付)</p> <p>第 17 条 会員は、利用者に対して、年間の取引状況及び実現損益並びに年末日時点の預託資産の評価額及び評価損益の状況その他利用者の納税支援に資する情報(会員の知り得る情報に限る。)を記載した年間報告書を交付するよう努めなければならない。</p> <p>(交付方法)</p> <p>第 18 条 会員は、本章に定める書面による交付又は通知を行う場合には、当該書面による交付又は連絡を行った記録の保管に努めなければならない。</p> <p>2 会員は、本章に定める書面による交付又は通知を行う方法に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付又は縦覧に供することができる。</p> <p>3 会員は、利用者口座を設けて行う取引以外の取引を利用者と直接対面して行う場合には、第 8 条に規定</p>
---	--

<p>当該書面に記載すべき情報を対面時に利用者が確認することができる状態で備え置くこととすることができる。</p> <p>(公表措置)</p> <p><u>第 20 条 会員は、暗号資産の交換等に係る取引を行うにあたり、暗号資産の交換等に伴い当該会員又はその利害関係人と利用者の利益が相反することにより利用者の利益が不当に害されないよう、当該会員の行う暗号資産の交換等に関する情報を適正に管理し、かつ、当該暗号資産の交換等の実施状況を適切に監視するための体制を整備する方針を定めて、公表しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会員は、その行う暗号資産の交換等について利用者に複数の取引の方法を提供する場合においては、利用者の暗号資産の交換等に係る注文について、暗号資産の種類ごとに、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めて、公表しなければならない。</u></p> <p>3 <u>会員は、他人のために暗号資産の管理を行うにあたって、暗号資産を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第 63 条の 11 第 2 項の規定により自己の暗号資産と分別して管理する利用者の暗号資産で当該利用者に対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における、当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定め、公表しなければならない。</u></p> <p>4 <u>会員は、府令第 37 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する書類に添付して金融庁長官に提出した貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を公表しなければならない。</u></p> <p><u>第 4 章 説明事項</u> <u>(暗号資産の性質に関する説明)</u></p> <p><u>第 21 条 会員は、利用者との間で暗号資産の交換等に係る取引を開始するにあたって、当該暗号資産の性質に関し、次に掲げる事項を、あらかじめ利用</u></p>	<p>する契約締結前書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき情報を対面時に利用者が確認することができる状態で備え置くこととすることができる。</p>
---	--

<p>者に説明しなければならない。</p> <p>(1) <u>暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではないこと</u></p> <p>(2) <u>暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生じるおそれがあるときは、その旨及びその理由</u></p> <p>(3) <u>暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができること</u></p> <p>(4) <u>取り扱う暗号資産が、特定の者によりその価値が保証されていない場合は、その旨又は特定の者によりその価値が保証されている場合は、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容</u></p> <p>(5) <u>取り扱う暗号資産の概要及び特性</u></p> <p>(6) <u>暗号資産の移転の仕組みの破たんその他の理由により無価値となる可能性があること。</u></p> <p>(7) <u>需要又は供給の不足により売買が円滑に行えない場合があること。</u></p> <p>(8) <u>国・地域における法令その他の規制により、当該国・地域において利用又は保有が制限されることがあること。</u></p> <p>(9) <u>暗号技術を用いて移転を記録する暗号資産の場合、暗号化されたデータを復号するための情報を喪失した場合には、他者に移転することができず、その価値が失われること、及び、当該情報を他者に知られた場合には、利用者の意思に関わらず移転されるおそれがあること。</u></p> <p>(10) <u>会員が盗難その他の理由により利用者から預託された暗号資産を紛失し、利用者への補てんを行わなければならない事態が生じた場合、会員の財政が破たんし、利用者に必要な補てんを行うことができない可能性があること。</u></p> <p>(11) <u>災害、公衆回線の通信障害、暗号資産の価値移転記録の仕組みにおける記録処理の遅延その他会員の管理し得ない事情により生じた利用者の逸失利益につい</u></p>	
---	--

<p>て、会員はその責を負わないこと。</p> <p><u>(12) 前各号以外に暗号資産の性質 に関し参考となると認められる 事項</u></p> <p>(取引内容の説明)</p> <p>第 22 条 会員は、利用者との間で暗号資産交換業に係る取引を開始するにあたって、次の各号に掲げる区分に従い、次に掲げる事項を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>(1) 取引の態様法第 2 条第 7 項各号の行為（①暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換、②①の行為の媒介、取次ぎ又は代理、③①又は②の行為に関する利用者の金銭の管理、④他人のための暗号資産の管理）のいずれかに該当する行為については、その旨。いずれにも該当しない行為については具体的内容。</p> <p>(2) 取引方式</p> <p>イ 競争売買取引</p> <p>a 競争売買取引である旨</p> <p>b 会員による利用者との間の取引（会員が取次先をして行わせる取引を含む。）の実施の有無及び実施する場合にはその理由、利用者との利益相反の防止策</p> <p>c その他競争売買取引の内容に関し参考となると認められる事項（取引の約定の仕組みを含むがこれに限られない。）</p> <p>ロ マーケットメイク方式</p> <p>a マーケットメイク方式取引である旨</p> <p>b マーケットメイカーの名称、所在地、主たる事業</p> <p>c 価格表示又は約定におけるマーケットメイカーの優先順位</p> <p>d 会員がマーケットメイカーになることの有無及びなる場合にはその理由、利用者との利益相反の防止策</p> <p>e その他マーケットメイク方式取引の内容に関し参考となると認められる事項（約</p>	<p>第 4 章 説明事項</p> <p>(取引内容の説明)</p> <p>第 19 条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、次の各号に掲げる区分に従い、次に掲げる事項を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>(1) 取引の態様</p> <p>法第 2 条第 7 項各号の行為（①仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換、②①の行為の媒介、取次ぎ又は代理、③①又は②の行為に関する利用者の金銭又は仮想通貨の管理）のいずれかに該当する行為については、その旨。いずれにも該当しない行為については具体的内容。</p> <p>(2) 取引方式</p> <p>イ 競争売買取引</p> <p>a 競争売買取引である旨</p> <p>b 会員による利用者との間の取引（会員が取次先をして行わせる取引を含む。）の実施の有無及び実施する場合にはその理由、利用者との利益相反の防止策</p> <p>c その他競争売買取引の内容に関し参考となると認められる事項（取引の約定の仕組みを含むがこれに限られない。）</p> <p>ロ マーケットメイク方式</p> <p>a マーケットメイク方式取引である旨</p> <p>b マーケットメイカーの名称、所在地、主たる事業</p> <p>c 価格表示又は約定におけるマーケットメイカーの優先順位</p> <p>d 会員がマーケットメイカーになることの有無及びなる場合にはその理由、利用者との利益相反の防止策</p> <p>d その他マーケットメイク</p>
---	---

<p>定の仕組みを含むがこれに限られない。)</p> <p>ハ 店頭取引</p> <p> a 店頭取引である旨</p> <p> b 公正な取引価格を提示・約定するための方針及び仕組み</p> <p> c カバー取引の実施方針</p> <p> d 主要なカバー取引先に関する情報</p> <p> e その他店頭取引の内容に関し参考となると認められる事項</p> <p>ニ 約定を通じて利用者と会員との間に利益相反が生ずるおそれがある場合にはその旨及び利益相反を防止又は軽減を図るために講ずる措置の内容</p> <p>(3) 注文受付及び約定処理に係る方針</p> <p> イ 注文若しくは約定に対する値幅又は数量制限のルールを有する場合にはその旨及びその内容</p> <p> ロ 取引価格の急変を防止するための措置を講じる場合にはその旨及び措置の内容</p> <p> ハ 注文受付及び約定処理の順序その他約定に関する基本的な事項</p> <p> ニ 約定に関し例外措置を講じる場合にはその旨及びその概要</p> <p> ホ 取引を一時中断し、再開する際の注文受付、約定処理及び取引価格の決定に係る方法</p> <p>(4) 大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応</p> <p> イ 大規模な分岐の発生に係る情報の利用者への伝達方法</p> <p> ロ 大規模な分岐の発生時の対応方針</p> <p> a 業務の一時停止措置の有無</p> <p> b 業務の一時停止措置を講ずる場合の判断基準</p> <p> c 業務の一時停止措置を解除する場合の判断基準</p> <p> d 業務の一時停止及び停止を解除する場合の利用者への</p>	<p>方式取引の内容に関し参考となると認められる事項(約定の仕組みを含むがこれに限られない。)</p> <p>ハ 店頭取引</p> <p> a 店頭取引である旨</p> <p> b 公正な取引価格を提示・約定するための方針及び仕組み</p> <p> c カバー取引の実施方針</p> <p> d 主要なカバー取引先に関する情報</p> <p> e その他店頭取引の内容に関し参考となると認められる事項</p> <p>ニ 約定を通じて利用者と会員との間に利益相反が生ずるおそれがある場合にはその旨及び利益相反を防止又は軽減を図るために講ずる措置の内容</p> <p>(3) 注文受付及び約定処理に係る方針</p> <p> イ 注文若しくは約定に対する値幅又は数量制限のルールを有する場合にはその旨及びその内容</p> <p> ロ 取引価格の急変を防止するための措置を講じる場合にはその旨及び措置の内容</p> <p> ハ 注文受付及び約定処理の順序その他約定に関する基本的な事項</p> <p> ニ 約定に関し例外措置を講じる場合にはその旨及びその概要</p> <p> ホ 取引を一時中断し、再開する際の注文受付、約定処理及び取引価格の決定に係る方法</p> <p>(4) 大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応</p> <p> イ 大規模な分岐の発生に係る情報の利用者への伝達方法</p> <p> ロ 大規模な分岐の発生時の対応方針</p> <p> a 業務の一時停止措置の有無</p> <p> b 業務の一時停止措置を講ずる場合の判断基準</p> <p> c 業務の一時停止措置を解除する場合の判断基</p>
--	--

<p>連絡方法</p> <p>e 業務の一時停止時及び再開時における利用者における注意事項</p> <p>ハ 分岐に伴い新たな暗号資産（以下「<u>新暗号資産</u>」という。）が発生した場合の対応方針</p> <p>a <u>利用者への新暗号資産の付与に関する基本方針</u></p> <p>b <u>利用者への新暗号資産の付与における前提条件</u></p> <p>c <u>現物取引以外の取引における権利調整に係る方針</u></p> <p>d <u>新暗号資産を付与しない場合の新暗号資産の取扱方針</u></p> <p>e <u>新暗号資産を付与する場合の利用者への連絡方法又は付与しなかった場合の利用者への結果報告の方法</u></p> <p>(5) スリッページに関する事項</p> <p>イ <u>スリッページ(システム上生じる発注と約定との時間差等を原因として、利用者が発注時点に認識していた価格と異なる価格で約定が成立することをいう。)</u>が発生する場合には、その旨及びスリッページの発生原因となる仕組みの概要</p> <p>ロ スリッページの発生により利用者に不利となる事象が生じる場合にはその旨及びその内容</p> <p>(6) 手数料等に関する事項</p> <p>イ 会員との取引により利用者が支払う手数料等の料率又は額及びその支払の方法</p> <p>ロ 手数料等に相当する額の一部又は全部が取引価格に含まれている場合にあってはその旨及びその額が取引価格に占める割合</p> <p>(削除)</p>	<p>準</p> <p>d 業務の一時停止及び停止を解除する場合の利用者への連絡方法</p> <p>e 業務の一時停止時及び再開時における利用者における注意事項</p> <p>ハ 分岐に伴い新たな仮想通貨（以下「<u>新仮想通貨</u>」という。）が発生した場合の対応方針</p> <p>a <u>利用者への新仮想通貨の付与に関する基本方針</u></p> <p>b <u>利用者への新仮想通貨の付与における前提条件</u></p> <p>c <u>現物取引以外の取引における権利調整に係る方針</u></p> <p>d <u>新仮想通貨を付与しない場合の新仮想通貨の取扱方針</u></p> <p>e <u>新仮想通貨を付与する場合の利用者への連絡方法又は付与しなかった場合の利用者への結果報告の方法</u></p> <p>(5)スリッページに関する事項</p> <p>イ スリッページが発生する場合には、その旨及びスリッページの発生原因となる仕組みの概要</p> <p>ロ スリッページの発生により利用者に不利となる事象が生じる場合にはその旨及びその内容</p> <p>(6)手数料等に関する事項</p> <p>イ 会員との取引により利用者が支払う手数料等の料率又は額及びその支払の方法</p> <p>ロ 手数料等に相当する額の一部又は全部が取引価格に含まれている場合にあってはその旨及びその額が取引価格に占める割合</p> <p>(7)会員の業務報告書・直近の財務</p>
---	---

<p>2 会員は、利用者との間で暗号資産交換業に係る取引を開始するにあたって、利用者財産の安全管理に係る次の各号に掲げる事項について、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>(1) 利用者財産の安全管理に係る概要</p> <p>(2) 利用者財産の安全管理に係る業務に要する設備及び人員並びに当該業務の運営方法</p> <p>(3) 第三者をして利用者財産の安全管理に係る業務を行わせる場合には、その旨及び当該第三者の名称及び所在地並びに当該第三者による安全管理の概要</p> <p>(4) 利用者財産の安全管理のために特別な措置を講じている場合には、その旨及び当該措置の内容 (削除)</p> <p>3 会員は、利用者との間で暗号資産交換業に係る取引を開始するにあたって、利用者が預託する資産の額を上回る損失を被ることを予防するための措置を講じている場合には、その旨及び当該措置の内容を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>4 会員は、利用者との間で暗号資産信用取引を開始するにあたって、ロスカット取引に関する次の各号に掲げる事項について、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>(1) ロスカット取引が強制的に執行された場合であっても、利用者が預託する資産の額を上回る損失が発生することがある場合にはその旨</p> <p>(2) 価格の配信が停止し再開される場合において停止前と再開後の価格が異なるなどにより強制的</p>	<p>書類・監査報告書の内容(又はこれらを公表している URL)</p> <p>2 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、利用者財産の安全管理に係る次の各号に掲げる事項について、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>(1) 利用者財産の安全管理に係る概要</p> <p>(2) 利用者財産の安全管理に係る業務に要する設備及び人員並びに当該業務の運営方法</p> <p>(3) 第三者をして利用者財産の安全管理に係る業務を行わせる場合には、その旨及び当該第三者の名称及び所在地並びに当該第三者による安全管理の概要</p> <p>(4) 利用者財産の安全管理のために特別な措置を講じている場合には、その旨及び当該措置の内容</p> <p>(5) サイバー攻撃による資産喪失時の対処方針</p> <p>3 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、利用者が預託する資産の額を上回る損失を被ることを予防するための措置を講じている場合には、その旨及び当該措置の内容を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>4 会員は、利用者との間で証拠金取引を開始するにあたって、ロスカット取引に関する次の各号に掲げる事項について、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>(1) ロスカット取引が強制的に執行された場合であっても、利用者が預託する資産の額を上回る損失が発生することがある場合にはその旨</p> <p>(2) 価格の配信が停止し再開される場合において停止前と再開後の価格が異なるなどにより</p>
--	---

<p>にロスカット取引が発生する可能性があること及び当該ロスカット取引により発生する損失の額が利用者の預託した資産の額を上回るおそれがある場合にあってはその旨</p> <p>5 会員は、利用者との間で暗号資産信用取引を開始するにあたって、利用者の実預託額が維持すべき保証金の金額を下回ったときには利用者に対して追加の保証金を求める制度を設けている場合には、その旨及び当該制度の内容を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>6 会員は、利用者との間で暗号資産交換業に係る取引を開始するにあたって、利用者による注文を他の暗号資産交換業者等に取り次ぐ場合には、次の各号に掲げる事項を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>(1) 取次先の名称及び所在地</p> <p>(2) 取次先が複数ある場合にはその旨及び取次先の選定方針</p> <p>(3) 会員と取次先の関係が利用者との取引に対して利益相反関係を生じさせる場合には、その旨及び当該取次先と会員との関係</p> <p>7 会員は、利用者との間で暗号資産交換業に係る取引を開始するにあたって、利用者を代理して取引を行う場合には、次の各号に掲げる事項を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>(1) 注文する相手方の名称及び所在地</p> <p>(2) 注文する相手方が複数ある場合にはその旨及び発注先の選定方針</p> <p>(3) 会員と注文する相手方との関係が利用者との取引に対して利益相反を生じさせる場合にはその旨及び当該注文する相手方と会員との関係</p> <p>(削除)</p>	<p>強制的にロスカット取引が発生する可能性があること及び当該ロスカット取引により発生する損失の額が利用者の預託した資産の額を上回るおそれがある場合にあってはその旨</p> <p>5 会員は、利用者との間で証拠金取引を開始するにあたって、利用者の実預託額が維持証拠金額を下回ったときには利用者に対して追加証拠金を求める制度を設けている場合には、その旨及び当該制度の内容を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>6 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、利用者による注文を他の仮想通貨交換業者等に取り次ぐ場合には、次の各号に掲げる事項を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>(1)取次先の名称及び所在地</p> <p>(2)取次先が複数ある場合にはその旨及び取次先の選定方針</p> <p>(3)会員と取次先の関係が利用者との取引に対して利益相反関係を生じさせる場合には、その旨及び当該取次先と会員との関係</p> <p>7 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、利用者を代理して取引を行う場合には、次の各号に掲げる事項を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>(1)注文する相手方の名称及び所在地</p> <p>(2)注文する相手方が複数ある場合にはその旨及び発注先の選定方針</p> <p>(3)会員と注文する相手方との関係が利用者との取引に対して利益相反を生じさせる場合にはその旨及び当該注文する相手方と会員との関係</p> <p>(リスク等の説明)</p> <p>第20条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、次の各号に掲げる事項その他当該仮想通貨関連取引によって生じ得るリスクついて、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p>
---	--

	<p>(1) 仮想通貨は法定通貨ではないこと。</p> <p>(2) 取引価格の変動により仮想通貨の価値が著しく減少する可能性があること。</p> <p>(3) 仮想通貨の移転の仕組みの破たんその他の理由により無価値となる可能性があること。</p> <p>(4) 需要又は供給の不足により売買が円滑に行えない場合があること。</p> <p>(5) 国・地域における法令その他の規制により、当該国・地域において利用又は保有が制限されることがあること。</p> <p>(6) 暗号技術を用いて移転を記録する仮想通貨の場合、暗号化されたデータを復号するための情報を喪失した場合には、他者に移転することができず、その価値が失われること、及び、当該情報を他者に知られた場合には、利用者の意思に関わらず移転されるおそれがあること。</p> <p>(7) 会員が倒産した場合には、利用者から預託された金銭及び仮想通貨が会員の倒産財団に組み込まれ、利用者財産の全部又は一部を利用者に対して返還できない可能性があること。</p> <p>(8) 会員が盗難その他の理由により利用者から預託された仮想通貨を紛失し、利用者への補てんを行わなければならない事態が生じた場合、会員の財政が破たんし、利用者に対する十分な補てんを行うことができない可能性があること。</p> <p>(9) 災害、公衆回線の通信障害、仮想通貨の価値移転記録の仕組みにおける記録処理の遅延その他会員の管理し得ない事情により生じた利用者の逸失利益について、会員はその責を負わないこと。</p> <p>(10) 価格変動により損失が生じるおそれがある場合にはその旨、及び、価格変動を生じさせる主な要因。</p> <p>2 会員は、利用者との間で証拠金取引を開始するにあたって、次の各号に掲げる事項を、あらかじめ利用者</p>
--	--

<p>(苦情受付・紛争解決等に関する説明)</p> <p>第 23 条 会員は、利用者との間で暗号資産交換業に係る取引を開始するにあたって、次の各号に掲げる事項の他、利用者の苦情の受付並びに利用者との取引により生じた紛争の解決に関する事項を利用者にあらかじめ説明しなければならない。</p> <p>(1) 苦情への対応及び紛争の解決に向けた会員の基本方針</p> <p>(2) 会員への連絡手段として、次に掲げる事項</p> <p>イ 苦情を受け付ける担当部署の名称又は担当責任者の氏名</p> <p>ロ 当該部署の所在地又は責任者の勤務地</p> <p>ハ 苦情受付に用いる電話番号</p> <p>ニ 電子メールその他の電磁的媒体によっては当該電磁的媒体へのアクセスの方法</p> <p>ホ 苦情受付時間</p> <p>(3) 会員が利用する ADR の名称及び連絡方法</p> <p>(4) 協会における利用者の苦情受付の方法</p> <p>2 会員は、自らの責に帰すべき事由により利用者に与えた損害について、会員が一切その責任を負わないかのような誤認を生じさせる説明を行ってはならない。</p> <p>(禁止事項の説明)</p> <p>第 24 条 会員は、利用者との間で暗号資産</p>	<p>に説明しなければならない。</p> <p>(1) 当該取引に関し、その対象となる仮想通貨又は仮想通貨の指数等を含む基本的な仕組み</p> <p>(2) 当該取引が原則として中途解約できないものである場合にはその旨</p> <p>(3) 当該取引を中途解約する場合であって解約清算金が発生する場合には、その旨及び解約清算額(試算額)の内容並びに実際に当該取引を中途解約する場合における試算した解約清算金を超える可能性がある場合にはその旨</p> <p>(4) 投資額を上回る損失が生じるおそれがある場合にはその旨、及び、当該損失を生じさせる主な要因とその理由。</p> <p>(苦情受付・紛争解決等に関する説明)</p> <p>第 21 条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、次の各号に掲げる事項の他、利用者の苦情の受付並びに利用者との取引により生じた紛争の解決に関する事項を利用者にあらかじめ説明しなければならない。</p> <p>(1) 苦情への対応及び紛争の解決に向けた会員の基本方針</p> <p>(2) 会員への連絡手段として、次に掲げる事項</p> <p>イ 苦情を受け付ける担当部署の名称又は担当責任者の氏名</p> <p>ロ 当該部署の所在地又は責任者の勤務地</p> <p>ハ 苦情受付に用いる電話番号</p> <p>ニ 電子メールその他の電磁的媒体によっては当該電磁的媒体へのアクセスの方法</p> <p>ホ 苦情受付時間</p> <p>(3) 会員が利用する ADR の名称及び連絡方法</p> <p>(4) 協会における利用者の苦情受付の方法</p> <p>2 会員は、自らの責に帰すべき事由により利用者に与えた損害について、会員が一切その責任を負わないかのような誤認を生じさせる説明を行ってはならない。</p> <p>(禁止事項の説明)</p>
---	--

<p>交換業に係る取引を開始するにあたって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない旨を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>(1) <u>金融商品取引法第185条の22第1項各号、同法第185条の23第1項、同法第185条の24第1項各号及び同条第2項各号に規定する行為。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引</p> <p>(3) <u>暗号資産情報利用取引（「暗号資産交換業に係る暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」第15条第2項に定めるものをいう。）</u></p> <p>(4) その他不適正な取引として会員が定める取引</p> <p>(5) 会員が利用者情報として取得する情報に関し、虚偽又は故意に誤った情報を申告すること。</p>	<p>第22条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない旨を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。</p> <p>(1) 仮想通貨関連取引のため又は仮想通貨（仮想通貨の指数を含む。以下、本条において同じ。）の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為</p> <p>イ 行為者が直接経験又は認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること。</p> <p>ロ 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと。</p> <p>ハ 暴行又は脅迫を用いること。</p> <p>(2) 仮想通貨の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引</p> <p>イ 仮想通貨関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引</p> <p>ロ 仮想通貨関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引</p> <p>ハ 他人を仮想通貨関連取引に誘引する目的で、当該仮想通貨関連取引が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる仮想通貨関連取引に係る現実の取引</p> <p>ニ 他人を仮想通貨関連取引に誘引する目的で、仮想通貨の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引</p> <p>ホ 仮想通貨の価格を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の仮想通貨関連取引に係る取引</p> <p>(3) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引</p> <p>(4) 内部者取引（不適正取引の防止</p>
--	--

<p>第 5 章 業務管理 (責任者の設置)</p> <p>第 25 条 会員は、本規則に定める内容を遵守するため、その責任者を定め、利用者との取引管理及び利用者への説明に関する業務を適正かつ確実に行うための体制を整備しなければならない。</p> <p>(交付書面等の確認)</p> <p>第 26 条 前条に規定する責任者は、以下に定める各業務を担当する者を選定の上、その業務の実施状況を定期的に検証し、モニタリングしなければならない。</p> <p>(1) 本規則により利用者に交付する書面(第 18 条に基づいて電磁的方法により提供する場合には、当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成する業務</p> <p>(2) 本規則により利用者に交付する書面の内容の適切性などを確認する業務</p> <p>(3) 本規則により利用者に交付する書面を利用者に提供する業務</p> <p>(交付書面等の訂正)</p> <p>第 27 条 会員は、本規則により利用者に交付する書面又は提供する情報に誤りがあった場合には、速やかにこれを訂正し、利用者に伝達しなければならない。</p> <p>2 会員は、本規則により利用者に交付する書面又は提供する情報に誤りを発見した場合には、当該利用者との暗号資産交換業に係る取引に与えた影響を検証しなければならない。</p> <p>3 会員は、前項の検証の結果、誤った情報の提供等が利用者との暗号資産交換業に係る取引に影響を与えたものと判断した場合には、不祥事件として、当該事象を協会に対して届け出なければならない。</p> <p>(交付書面の管理)</p> <p>第 28 条 第 28 条会員は、本規則により利</p>	<p>のための取引審査態勢の整備に関する規則 第 5 条第 2 項第 4 号に定めるものをいう。)</p> <p>(5) その他不適正な取引として会員が定める取引</p> <p>(6) 会員が利用者情報として取得する情報に関し、虚偽又は故意に誤った情報を申告すること。</p> <p>第 5 章 業務管理 (責任者の設置)</p> <p>第 23 条 会員は、本規則に定める内容を遵守するため、その責任者を定め、利用者との取引管理及び利用者への説明に関する業務を適正かつ確実に行うための体制を整備しなければならない。</p> <p>(交付書面等の確認)</p> <p>第 24 条 前条に規定する責任者は、以下に定める各業務を担当する者を選定の上、その業務の実施状況を定期的に検証し、モニタリングしなければならない。</p> <p>(1) 本規則により利用者に交付する書面(第 18 条に基づいて電磁的方法により提供する場合には、当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成する業務</p> <p>(2) 本規則により利用者に交付する書面の内容の適切性などを確認する業務</p> <p>(3) 本規則により利用者に交付する書面を利用者に提供する業務</p> <p>(交付書面等の訂正)</p> <p>第 25 条 会員は、本規則により利用者に交付する書面又は提供する情報に誤りがあった場合には、速やかにこれを訂正し、利用者に伝達しなければならない。</p> <p>2 会員は、本規則により利用者に交付する書面又は提供する情報に誤りを発見した場合には、当該利用者との仮想通貨関連取引に与えた影響を検証しなければならない。</p> <p>3 会員は、前項の検証の結果、誤った情報の提供等が利用者との仮想通貨関連取引に影響を与えたものと判断した場合には、不祥事件として、当該事象を協会に対して届け出なければならない。</p> <p>(交付書面の管理)</p>
---	--

<p>用者に交付する書面について管理簿を設け、管理番号を付した上で、その使用を開始した時点から保管しなければならない。</p> <p>2 前項の書面の保管期限は当該書面の使用を終了した時点から 5 年以上としなければならない。ただし、法令その他の規則により本条に規定する期間を超えて保管することが必要な場合には、当該法令その他の規則に従うものとする。</p> <p>3 前 2 項における保管の方法については、電磁的記録として保管することができるものとする。</p> <p>第 29 条 会員は、本規則により利用者に交付する書面の内容又は提供する情報の内容に関し、利用者から説明を求められた場合には、これに誠実かつ迅速に応えなければならない。</p> <p>第 6 章 代用暗号資産の管理を行う暗号資産関連デリバティブ取引を行う会員の遵守事項 (代用暗号資産の預託を受けた場合の遵守事項)</p> <p>第 30 条 暗号資産関連デリバティブ取引を行う会員が、保証金として暗号資産を代用(以下「代用暗号資産」という。)する場合、かかる代用暗号資産を顧客のために管理する行為は本規則の規定における「暗号資産交換業に係る取引」に含まれるものとして、本規則を適用する。</p>	<p>第 26 条 会員は、本規則により利用者に交付する書面について、管理簿を設け、管理番号を付し、その使用を開始した日から終了した日より 5 年を経過するまでの期間、これを保管しなければならない。ただし、法令その他の規則により本条に規定する期間を超えて保管することが必要な場合には、法令その他の規則の保管期間に従い、これを保管するものとする。</p> <p>2 前項における保管の方法については、電磁的記録として保管することができるものとする。 (利用者の質問等への対応)</p> <p>第 27 条 会員は、本規則により利用者に交付する書面の内容又は提供する情報の内容に関し、利用者から説明を求められた場合には、これに誠実かつ迅速に応えなければならない。</p>
---	---